

第 K I - 1 0 9 3 号  
平成 29 年 12 月 吉日

お 客 様 各 位

国際空港上屋株式会社

輸入航空貨物に係る料金表の一部改定について（ご案内）

拝啓 貴社におかれましては益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。平素より弊社業務運営へ格別のご高配ならびにご愛顧を賜り心より御礼申し上げます。

さて、弊社はおお客様へ高品質で安定的なサービスをご提供させて頂くべく、この度、成田空港温度管理専用上屋の新設とそれに伴う貨物引き渡しサービスの提供、並びに既設冷凍蔵庫跡地を利用した上屋スペースの拡張など弊社上屋施設のリニューアルを実施致します。つきましては、輸入航空貨物に係る料金表の一部を下記のとおり改定させて頂きたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努め、お客様のご期待に沿えるよう取り組んで参りますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定の料金 別紙「輸入航空貨物の料金改定対比表」を参照。
  - ・ 輸入航空貨物の保税上屋保管料率表
    - ① 特殊保管施設割増使用料
    - ② 適用規定
  - ・ 輸入航空貨物の保税上屋貨物取扱料金表
    - ① 輸入上屋施設使用料
2. 発効日
  - ・ 特殊保管施設割増使用料：平成 30 年 4 月 1 日（同日保管使用分より適用）
  - ・ 輸入上屋施設使用料：平成 30 年 4 月 1 日（同日の搬出貨物より適用）
3. 問い合わせ先  
国際空港上屋(株) 営業部  
TEL：0476-33-7804 担当：上門、長沢

以上

輸入航空貨物の料金改定対比表

別紙

▶ 輸入航空貨物の保税上屋保管料率表

項目	料金改定前	料金改定後	備考
Ⅲ. 特殊保管施設 割増使用料	(4) 冷凍蔵品 1日1個につき 10kgs 以内 100 円 11~100kgs 110 円 101~300kgs 180 円 301~1,000kgs 300 円 1,000kgs を越えるものについては、1,000kgs またはその端数ごとに 50 円を加算する。	(4) <u>冷凍蔵品 (-20℃、+5℃、+15℃~+19℃)</u> 1日1個につき 10kgs 以内 120 円 11~100kgs 140 円 101~300kgs 220 円 301~1,000kgs 360 円 1,000kgs を越えるものについては、1,000kgs またはその端数ごとに 60 円を加算する。	トラック積込みサー ビスが基本サー ビスに含まれます。
	(新設)	(5) <u>定温庫 (+1~+20℃以下)</u> 1日1個につき 10kgs 以内 50 円 11~100kgs 60 円 101~300kgs 80 円 301~1,000kgs 140 円 1,000kgs を越えるものについては、1,000kgs またはその端数ごとに 25 円を加算する。	
	(新設)	(6) <u>薬品庫 (+2~+8℃、+15~+25℃)</u> 1日1個 1kg につき 10 円 但し、1日1個の最低料金は 500 円とする。	
	(注) 本特殊保管施設割増使用料は、貨物の搬入 日から適用します。	(注 1) 本特殊保管施設割増使用料は、 <u>当該施設使用日から適 用します。</u> (注 2) <u>上記(4)、(5)、(6)は、トラック積込みサービスが含まれます。 但し、複数フォークリフトを使用する場合の 2 台目以降、および、大 型フォークリフトを使用する場合、追加器材料金として 1 時間ごとに 5,000 円が別途追加されます。</u>	

<p>(適用規定) 5.</p>	<p>「冷凍蔵品」とは、航空会社または荷受人からの指示により、冷蔵・冷凍の状態で保管される一切の貨物をいい、その保管需要が一時的に集中し、特殊保管施設に収容余力がなくなった場合において、特別の措置等を行ったときの料金については、次による。</p>	<p><u>「冷凍蔵品」、「定温庫」、「薬品庫」とは、航空会社または荷受人からの指示により、保管される一切の貨物をいい、その保管需要が一時的に集中し、特殊保管施設に収容余力がなくなった場合において、特別の措置等を行ったときの料金については、次による。</u></p>	
	<p>(1) ドライアイスを使用することにより冷凍蔵品を特殊保管施設に保管したと同様の状態で保管したときは、その冷凍蔵品につき本表Ⅲの特殊保管施設割増使用料を適用する。</p>	<p>(1) ドライアイスを使用することにより特殊保管施設に保管したと同様の状態で保管したときは、本表Ⅲの特殊保管施設割増使用料を適用する。</p>	
	<p>(2) ドライアイスを使用することによっては、冷凍蔵品の保管につき航空会社または荷受人の指示を満足することができないため、その冷凍蔵品の保管につき特別の措置、作業または手数を要したときは、それらの措置、作業または手数につき輸入航空貨物の保税上屋貨物料金取扱表Ⅱ-10を適用する。</p>	<p>(2) ドライアイスを使用することによっては、航空会社または荷受人の指示を満足することができないため、その保管につき特別の措置、作業または手数を要したときは、<u>別途実費を申し受けます。</u></p>	

➤ 輸入航空貨物の保税上屋貨物取扱料金表

項目	料金改定前	料金改定後	備考
<p>I. 輸入上屋施設利用料</p>	<p>1 件につき 定額 300 円と重量比例料金 1kg 当たり 4 円 00 銭の合計額とする。 但し、1 トン以下の貨物の料金上限を 4,300 円とし、1 トンを超える場合は、500kg またはその端数ごとに 100 円を加算する。</p>	<p>1 件につき 定額 300 円と重量比例料金 1kg 当たり 4 円 00 銭の合計額とする。 但し、1 トン以下の貨物の料金上限を 4,300 円とし、<u>1 トンを超える場合は、1kg につき 1 円を加算する。</u></p>	

以上